

## 第1回 宇部市成年後見制度等利用促進協議会 議事要旨

日 時：令和7年7月10日（木）14:00～16:10

場 所：宇部市役所 3階 入札室

出席者：委員 9名、オブザーバー 1名、事務局 5名

欠席者：委員 3名

### 1 宇部市地域福祉課長挨拶

- ・今年度は第一期宇部市成年後見制度利用促進基本計画（以下：計画）の最終年度。
- ・今回は宇部市の現状と各種意識調査の報告。
- ・第二期計画の策定に向けて、活発な議論をお願いしたい。

### 2 委員紹介

### 3 議事 第2期宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定について 会長）

- ・民法改正に向けて法制審議会では審議が進んでいる。
- ・成年後見制度の新しい仕組みについて、中間の取りまとめの報告がなされている。委員の皆様にも知っていただきたい。

#### （1）宇部市の現状

##### 【宇部市の人口】

- ・宇部市の人口は令和5年4月に160,000人を下回った。
- ・総人口：155,492人
- ・65歳以上の人口：52,987人、高齢化率は34.1%。

（令和7年4月1日現在 住民基本台帳）

##### 【宇部市の人口推移】

- ・今後、15年で宇部市の総人口は約24,000人の減少が見込まれる。65歳以上の人口も緩やかに減少する見込みだが、総人口も減少すると予想されているため令和22年には高齢化率は38.5%まで増加する見込み。

（令和7年3月改訂 宇部市人口ビジョン）

##### 【高齢者世帯】

- ・高齢独居世帯（65歳以上のひとり暮らし世帯）および高齢夫婦世帯（夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯）は、年々増加している。
- ・高齢独居世帯：14.8%、高齢夫婦世帯：13.1%。今後も増加が見込まれる。

（令和2年 国勢調査）

##### 【認知症有病者推計】

- ・令和5年：12,442人、令和7年：12,827人
- ・5年後の令和12年には13,842人に達し、高齢者の26.7%、宇部市の約4人

に 1 人が認知症高齢者となると見込まれる。

(第 9 期宇部市高齢者福祉計画)

**【要介護認定者数の現状】**

- ・令和 3 年 3 月末までは増加傾向で推移。令和 4 年以降はやや減少、微増を繰り返している。
- ・令和 7 年 3 月末現在の要介護認定者数は、11,005 人。内、要介護 1 の認定者数は年々増加しており、要介護認定者全体の 4 分の 1 を占めている。

(第 9 期宇部市高齢者福祉計画、介護保険事業状況報告)

**【療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者所持者数】**

- ・療育手帳の所持者数:1,809 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,579 人。
- ・療育手帳、精神保健障害者保健福祉手帳の所持者数は令和 4 年以降、増加している。(令和 7 年 4 月 1 日現在 障害福祉課提供)

**【手帳を持っていない障害福祉サービス利用者数】**

- ・障害者手帳をもっていないが障害福祉サービスを利用している障害者の人数は年々増加している。特に障害者は年 100 人単位で増加しており、今後も増加が見込まれる。(令和 7 年 4 月 1 日現在 障害福祉課提供)

**【成年後見制度利用者数】**

- ・全国：253,941 人、山口県：2,891 人、宇部市：473 人。いずれも後見類型の利用者が多い。
- ・宇部市の利用者数は年々微増。今後も 1 年間で大きな増加はないと思われる。

**【日常生活自立支援事業の利用者数】**

- ・令和 3 年までは減少。令和 4 年からは増加。
- ・令和 6 年の利用者数は 201 件（中村委員から 217 件と訂正あり）。

**【日常生活自立支援事業 疾患別割合】**

- ・平成 31 年は利用者数の内 4 割が認知症高齢者であったが、精神障害者の利用者数が年々増加している。令和 5 年度は精神障害者の利用者数が認知症高齢者の利用者数を上回っている。

**【市長申立て件数】**

- ・昨年度の協議会でもご報告したが、市長申立て件数は高齢者、障害者併せて毎年度 20 件前後で推移している。

**【受任調整会議】**

- ・困難事例については受任調整会議を開催。毎年度 1～2 回、1～2 事例。
- ・成年後見制度の利用に至るまでの支援や対応に苦慮することが多いため、以前の協議会で承認いただいた宇部市権利擁護支援検討会（仮）を随時、開催。対象者への権利擁護支援について多角的なご意見をいただくことができた。

### 【報酬助成】

- ・令和 2 年に宇部市成年後見センター（以下：センター）が開設して以降、助成額は増加している。
- ・令和 6 年度は対象者死亡により助成額は減少しているが、助成件数、特に高齢者の助成件数が増加している。今後も助成件数は増加の見込み。

### 【周知活動（令和 6 年度）】

- ・市政出前講座：開催回数 7 回 総参加者数 132 人
- ・市民向けの講演会：全 4 回 テーマ：任意後見制度について
- ・一次相談窓口向け研修会：3 回  
来場だけでなく Web での参加も募る等、支援者が参加しやすいよう取り組みを行った。

### 【宇部市成年後見センター 相談件数】

- ・センターへの相談件数（延べ）はセンター開設当時（令和 2 年）と比べると倍増している。開設当初より具体的に制度利用が必要であるケース、利用を検討しているケースが増えている。
- ・ただし、新規相談件数としては横ばいとなっている。今後、本人や家族、その支援者に権利擁護支援が必要だと気が付いてもらうような体制づくりが必要だと考える。

### 【相談対象者の判断能力低下事由】

- ・令和 6 年度にセンターに相談あったケースのうち、相談対象者が 65 歳以上の高齢者のケースが全体件数の約 9 割（88%）となっており、判断能力の低下事由としては「認知症」が 6 割、半数以上を占めている。
- ・令和 6 年度に相談があったケースのうち、要介護認定数（判明分）は要介護 1 の認定がある方の相談が最多となっている。
- ・現在、宇部市において要介護 1 の認定者数が増加傾向にあるため、今後も要介護 1 の認定がある認知症の方の相談は増加すると思われる。

### （2）意識調査より

#### 【成年後見制度に関する意識調査】

二期計画に向けて昨年度から以下の意識調査を実施。委員の皆様からも様々なご意見をいただき、以前実施した意識調査に加えて入退院支援に携わる職員、いわゆる地域連携室等の職員と医師にも意識調査を実施。

- ・市民意識調査（前回：令和元年実施）
- ・施設・事業所意識調査（前回：令和元年実施）
- ・インターネット市民モニターアンケート（前回：令和 2 年実施）
- ・金融機関意識調査（前回：令和 2 年実施）
- ・入退院支援に携わる職員の意識調査

- ・医師意識調査

【成年後見制度に関する認知度】

- ・市民と支援者、関係機関とで成年後見制度に関する認知度に大きな差がある。市民意識調査では、回答者の 25%が「成年後見制度の名称も知らない」と回答。内容も知っているという割合は増えているが、「成年後見制度を知らない」という割合も増えている。一方で、施設・事業所は名称だけでなく内容も知っている割合は 23%増加している。
- ・市民意識調査では、自由記述に「制度の周知に力を入れて欲しい」とのご意見が多くあり、今後、市民の方にも「我が事」として考えていただけるような取り組みが必要と考える。
- ・医師や地域連携室等の職員への意識調査では、「成年後見制度を知らない」という回答は 0%でした。支援者や関係機関には成年後見制度の周知が進んでいる。
- ・金融機関への意識調査では、成年後見制度の説明について「ほとんどの職員ができる」、「半数以上の職員ができる」との回答した割合は、前回は 40%で今回は 48.6%となっている。説明できる職員が増えている実情がある。

【宇部市成年後見センターの認知度】

- ・センターの認知度は施設・事業所職員や地域連携室等職員は半数を超えているが、市民（9.5%）、医師（4.0%）にはほとんど認知されていない。
- ・センターだけでなく成年後見制度や権利擁護支援の相談窓口の周知は今後も取り組んでいく必要があると考える。

【成年後見制度利用の意向と障壁】

- ・市民意識調査で「将来、ご自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか」と質問したところ、「利用したい」と回答した方が 46.4%「利用したいとは思わない」と回答した方が 19.2%、「わからない」と回答した方が 34.1%。割合は、前回の調査と大きく変わっていない。「利用したくない」または「わからない」と回答した方が前回同様、半数以上となっている。
- ・「利用したいとは思わない」、「わからない」と回答した方にその理由を尋ねたところ、上位 3 つの理由は 前回の調査と同様で
  - ①他人に財産を管理されることに抵抗がある。
  - ②制度の内容や利用方法がよくわからない。
  - ③制度を利用するための手続きが複雑そうである。が挙げられている。
- ・関係機関が、判断能力が十分でないと思われる方やそのご家族への対応で困ることを質問。施設・事業所や地域連携室等がある入院機関としての困りごとは、主に財産の管理や各種手続きごと、医師についてはご本人やご家族の理

解が難しいことについて困り感があるという現状がある。

- ・金融機関としての困り事としては、上位 3 つは前回の調査と変わらない。  
ご本人が手続きが難しくなった時に困り感が発生しているという現状がある中で、特に「家族が本人の通帳から代理でお金をおろそうとする際、本人の意思確認が難しく、手続きができない もしくは 本人の意思に基づくものか不安がある。」との回答が 79%と圧倒的に多い。センターでも「家族なのに手続きができないのか」というご相談を多く受けている。「家族であっても他人」、「なぜ成年後見制度が必要とされているのか」を丁寧に説明していく必要がある。
- ・「成年後見制度の利用を勧めたことがある」と回答した方に成年後見制度の利用を勧めるにあたり困ったことを質問。成年後見制度の利用を勧める障壁となっているのは
  - ①本人・家族が必要性を感じていないこと
  - ②本人・家族の同意が得られないこと が挙げられる。その他としては、医師以外の意識調査で「手続きに時間がかかること」、「申立て費用や利用にあたる費用がかかる」といった理由が困りごととして挙げられている。

事務局）事務局からの報告は以上。

会長）事務局から前半に現状の報告、後半に市民や関係機関、金融機関について意識調査を実施した結果について報告があった。ご意見を伺いたい。

◎成年後見制度に関する医師への周知及び診断書について

- ・意識調査の結果の通り、センターのことを知らないという医師がほとんど。これから高齢化が進み成年後見制度が使えるものであれば利用者数は増えていくだろう。どう使いやすくしていくかが課題。
- ・医師としては診断書を作ることまで。診断書の説明はできるが成年後見制度全体のことは説明できない。知識不足は否めない。
- ・事理弁識能力を欠く状況にも程度がいろいろある。その程度は客観的な医師の診断をもとに家庭裁判所が決める。成年後見制度について（手順も含め）医師に伝わっていないところは課題。
- ・医師に類型の見立てや診断書の作成について伺うと、応じてくださる場合と断られる場合もある。専門医以外の医師がこういうのは判断できかねると断られることが多い。その時は神経科や精神科の医師に相談している。
- ・親族からクレームになるケースもあり、診断書作成について医師には一定のリスクがある。
- ・鑑定になれば費用も時間もかかる。

- ・「診断書の作成」と「鑑定」を混同している医師がいる。実際は診断書を出して終わることがほとんどだが、鑑定もしないといけないと 9 割の医師が思っている。診断書のみの作成はさほど難しくない。
  - ・成年後見制度の利用について意味があるのかと感じている医師がいる。
- ⇒申立ての際に医師の診断は必須。成年後見制度の必要性や申立て手順、診断書の作成について理論的な資料を示した方がいい。簡潔で分かりやすい専門家向けの資料があるとよい。

## ◎成年後見制度を利用に向けての課題

- ・家族が認知症になって初めて成年後見制度のことを知った。成年後見制度には良い面と悪い面があると感じた。
- ・後見人になった先生のいい話を聞かない。実際に成年後見制度を利用して良かったという話を聞かず、不満があると聞いた。実際に利用している家族が不満を持っていると聞くと不安。
- ・専門職後見人が金銭を搾取したことについて弁護士に相談したところ、不正は親族後見人の方が多いと聞いた。そういったことを勉強する機会が無い。
- ・申立て書類や報告書についても慣れた人にとってはそう難しくないと言われる。聞く人によって内容の幅が大きい。
- ・成年後見制度はセーフガード的な役割がある。利用した途端、本人には窮屈に感じることもある。
- ・管理されるイメージがある。後見人を自分で選べないのもデメリット。知らない人にお金を管理されることに恐怖を感じているのではないか。
- ・自己決定を尊重する仕組みである任意後見制度が周知されていない。利用件数も宇部市で 2 件。全国的にも少ない。
- ・実際に利用する可能性がある障害者の方やその家族への周知が進んでいない。
- ・当事者の会で成年後見制度の勉強会を開催するが、参加は会員の 1/3。必ず「全く分からなかった」、「難しくてとっつきにくかった」という意見がある。成年後見制度に「関心を持ってもらう」ことが難しい。
- ・センターへの相談者の内、障害者に関する相談が全体の一割しかないことが意外。若い障害者の人は親御さんもいるので必要ないという認識なのではないか。
- ・(宇部市で) 日常生活自立支援事業の利用者数も増えている。日常生活自立支援事業と成年後見制度の境目の利用者も多く移行を進めている。しかし、成年後見制度に移行するにもアセスメントが必要。
- ・金融機関で ATM の操作方法が分からない、印鑑が分からないと困っている人をよく見かける。しかし、その場で成年後見制度の紹介ができない。金融機関

の窓口の職員も対応が難しいと思われる。窓口の職員も研修会や勉強会等で成年後見制度に関する知識を持っているが、その場になったらどうしたらいいか分からないのではないか。金融機関が地域包括支援センターに連絡しているのかもしれないが、センターや宇部市社会福祉協議会につないでもらえたら。ただ、個人情報保護の観点から情報提供をどのようにしていくかは課題。

- ・困った人のつなぎ役が民生委員。地域包括支援センターへの相談が増えている。民生委員は特別な資格や知識があるから引き受けているわけではない。成年後見制度をわかっている民生委員がいても3年で変わってしまう。民生委員から成年後見制度のことを伝えるのは難しい状況。

◎成年後見制度が利用しやすい制度になるためには

- ・一旦、後見人が選任されても解約することができればよい。
- ・最初に成年後見制度のことを聞いた時よりも利用しやすくなっていると感じる。
- ・実際に利用している人の話を聞きたい。
- ・信頼関係を作ってから成年後見制度の利用を進めていくのはメリットがあるのでは。
- ・本人によくしてくれる親族が後見人になれると安心。
- ・実際に成年後見制度を使ってみた体験談を聞きたい。それを話してくれる人が見つけれない。そこを突破したら皆の関心も高くなるのではないか。
- ・任意後見制度は自己決定を尊重する仕組みで世界的に広まっている。判断能力があるうちに「この人」と決めておけるメリットがある。

(3) 権利擁護にかかる宇部市の課題と今後の展望

会長) 権利擁護にかかる宇部市の課題と展望について、皆様のご意見をお伺いしたい。

◎周知・啓発

- ・成年後見制度を「知らない」人が多いということが課題。「関心」を持ってもらえるような周知方法が必要。

⇒成年後見制度利用するとどうなるのかをイメージできるような制度説明や、本人や家族が成年後見制度の必要性が実感できるような制度説明が必要。

「法定」、「任意」という言葉を使わない、わかりやすい制度説明が必要。

- ・制度説明を Web で動画視聴はできないか。誰でも気軽に見られるものがあれば。

⇒家庭裁判所に成年後見制度に関する動画を見ることができる。インターネッ

トでも視聴可能。当事者の会ではデジタルを嫌がる方もいる。

- ・成年後見制度用の診断書について知らない医師が多い。

⇒医師向けのわかりやすい資料を作成してはどうか。

#### ◎申立てまで

- ・申立てする人がいないこと。特に保佐、補助相当の方の場合の申立てが困難となるケースがある。
- ・経済的に余裕のない人も多い。法律職に依頼すると費用もかかる。

⇒申立てができるようなサポートが必要。引き続き、報酬助成についての周知は行っていく。利用に向けた切れ目ない支援体制や皆で支える仕組みづくりも必要。

#### ◎成年後見制度利用後

- ・申立ての動機が解決してもずっと成年後見制度の利用が続く。スポット的な代理人になれるような制度があれば良いのでは。

⇒法制審議会でもスポット利用について議論されている。

#### ◎専門職後見人

- ・今後、少子化高齢化により、長い目で見ると後見人になる人が少なくなり利用対象者が増えてくると思われる。市民後見人の養成状況は？

⇒宇部市では市民後見人の養成は行っていない。

⇒後見人の主な業務は施設の入退所手続きや金銭管理。市民後見人はどちらかというと身上保護に特化し、人のお金を管理することに抵抗がある人がいる。地域共生社会の実現を目指すためには成年後見制度を利用すること以外で市民同士が支えあうことが大切。成年後見制度の利用で解決するだけでなく、皆で支えあっていく社会が理想。市民後見人や市民サポーターを増やしていこうという意見もある。

#### ◎地域連携ネットワーク

- ・法律の中では金融機関も関係機関として位置づけられている。お互いに押し付けるのではなく連携していかないといけない。

⇒宇部市内のどこにいても、必要な人が権利擁護支援につながるようなネットワークの構築を進めていきたい。

#### (4) 第2期宇部市成年後見制度利用促進基本計画 構成案について

◎本人の権利擁護を高める法改正について。



- ・法制審議会が開催されている。
- ・途中でやめることができるような仕組みを検討中。
- ・包括的な代理を見直すように検討されている。
- ・「終われる制度」にするような検討もなされている。福祉の制度に繋いで終われるような仕組みが検討されている。
- ・類型も分かりにくいので一本化している国もある。
- ・任意後見制度の法改正も進められている。任意後見制度は任意後見監督人が選任されるので、任意後見人と二重に報酬を払わないといけないケースもある。このことについて議論されている。

⇒二期計画にも法改正の概要を入れられたらと考えている。

#### 4 その他

- ・法改正について。法制審議会が開催されている。現在、パブコメを実施中。ぜひご意見を。
- ・次回の協議会は 10 月頃を予定。

以上